

# 千代田区飲食店の屋内完全禁煙化を支援する Dissemination and Implementation Research

Dissemination and implementation research to support the complete smoking ban in restaurants in Chiyoda-ku

清原 康介<sup>1</sup>, 堀口 美恵子<sup>2</sup>, 上杉 幸世<sup>1</sup>

Kosuke Kiyohara<sup>1</sup>, Mieko Horiguchi<sup>2</sup>, and Sayo Uesugi<sup>1</sup>

<sup>1</sup>大妻女子大学家政学部食物学科, <sup>2</sup>大妻女子短期大学家政科食物栄養専攻

キーワード: 健康増進法, 受動喫煙防止条例, 禁煙, 飲食店

Key words : Health Promotion Law, Passive smoking prevention ordinance, Smoking ban, Restaurants

## 1. 研究目的

2020年4月より, 改正健康増進法ならびに東京都受動喫煙防止条例が全面施行され, 飲食店は原則屋内全面禁煙となった。しかし, 日本における飲食店への受動喫煙に対する規制は, 世界保健機関のたばこ規制枠組み条約 (FCTC: Framework Convention on Tobacco Control) と比較すると, 規制が不十分な部分が散見され, 課題の残るものとなっている。

本邦における改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例では, 店舗内喫煙専用室の設置, および飲食可能な喫煙室での加熱式たばこの利用が認められている。更に, 経営規模の小さい飲食店については, 全面禁煙化の実施が事業継続に影響を与えるという観点から経過措置として, 客席面積が100㎡以下の店舗や, 従業員がいない店舗の場合, 既存特定飲食提供施設として, 標識を提示することで客席での喫煙が可能と定められている。これに対して FCTC では, 店舗内専用喫煙室の設置や加熱式たばこの使用は認められておらず, 飲食店を含む全ての職場において, 屋内完全禁煙が必須となっている。

東京の場合, 法律や条例の規制対象となる飲食店が約80%存在することから, ほとんどの飲食店において, 受動喫煙対策が進むことが予測される。なお, 客席での喫煙が可能な既存特定飲食提供施設が経過措置として設定されたことにより, 法律や条例に基づいて, 屋内完全禁煙もしくは喫煙専用室を設置した完全分煙へと移行する店舗は, 東京では約80%程度と言われている。

本研究では, 東京都内の飲食店を対象に, 改正

健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の施行前における飲食店の屋内客席喫煙ルールの現状と, 法律・条例施行後のルール変更に関する意向を把握し, 法律・条例制定の屋内客席喫煙ルールへの影響を検討することを目的とした。

## 2. 研究実施内容

研究対象の自治体は, 受動喫煙防止条例が2020年4月に施行された東京都特別区 (北区・墨田区・千代田区・文京区), 立川市, 町田市とした。対象店舗は, 改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の規制の対象外である, 既存特定飲食提供施設に該当する店舗とした。対象自治体の飲食店をサンプリングし, 自記式質問紙調査を実施した (2020年中に郵送にて調査票を配布)。調査では, 改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例全面施行前の屋内客席喫煙ルールと, 全面施行後に変更する予定の屋内客席喫煙ルールについて, 「全面禁煙」, 「完全分煙」, 「区域分煙」, 「時間分煙」, 「喫煙可」の5つから選択してもらった。また, 現在および変更後の加熱式たばこ使用の可否についてもたずねた。改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例全面施行前の屋内客席喫煙ルールと, 全面施行後に変更する予定の屋内客席喫煙ルールについて, 「完全分煙」「区域分煙」「時間分煙」で把握を行ったものを「分煙」に統合し, 「全面禁煙」「分煙」「喫煙可」の3つに分けた上で, 変化の推移の割合を算出した。本研究は人を対象としないため「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の適応外の研究である。個別店舗情報についてはパスワード設定やセキュリティソフトの導入など

適切なセキュリティ対策を行ったパソコンにて取り扱い、本研究により不利益が生じないように配慮して実施した。

表 1. 屋内客席喫煙ルールの変化

|      | 変更予定 |      |      |      |       |
|------|------|------|------|------|-------|
|      | 禁煙化  | 分煙化  | 喫煙化  | 未回答  | 合計    |
| 現在   |      |      |      |      |       |
| 全面禁煙 | 52   | 0    | 0    | 8    | 60    |
| %    | 86.7 | 0.0  | 0.0  | 13.3 | 100.0 |
| 分煙   | 0    | 5    | 0    | 1    | 6     |
| %    | 0.0  | 83.3 | 0.0  | 16.7 | 100.0 |
| 喫煙可  | 3    | 0    | 47   | 2    | 52    |
| %    | 5.8  | 0.0  | 90.4 | 3.8  | 100.0 |
| 合計   | 55   | 5    | 47   | 11   | 118   |

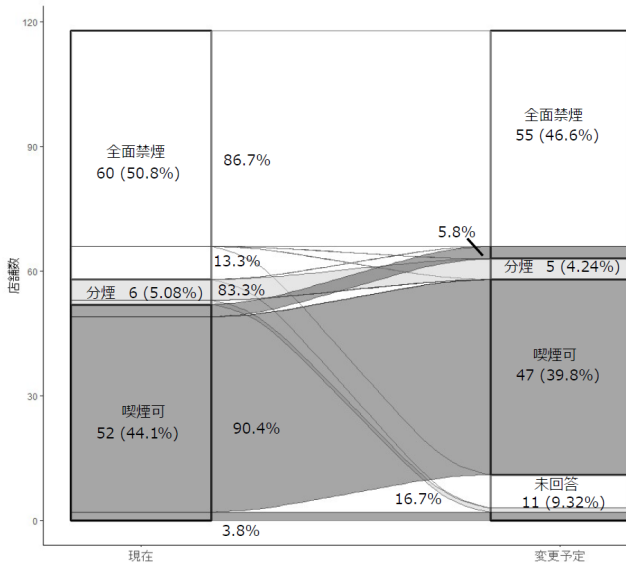


図 1. 屋内客席喫煙ルールの変化の推移

都内 118 店舗の回答を有効票とし、分析を行った。回収率は 14.7%であった。の現在の屋内客席喫煙ルールと、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の施行による、変更予定のルールの推移について、表 1 ならびに図 1 に示した。分煙から全面禁煙化する店舗は 0.0% (0/6)、喫煙可から全面禁煙化するのは 5.8% (3/52) であった。現在すでに全面禁煙であり、法律・条例施行後も全面禁煙のまま変更のない店舗を加えると、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例施行後に全面禁

煙となる予定の店舗は、46.6% (55/118) であった。加熱式たばこについては、現在全面禁煙もしくは分煙の店舗で使用が可能な店舗は 10.6% (7/66) であった。また法律や条例の施行後、全面禁煙もしくは分煙にルール変更をする予定の店舗で加熱式たばこが使用可能な店舗は 0%であった。

### 3. まとめと今後の課題

本研究では、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の施行前において、屋内客席喫煙ルールならびに、法律・条例施行後に変更する予定の屋内客席喫煙ルールについて、法律・条例の規制対象外の店舗を対象に実態把握を行った。その結果、分煙・喫煙可能な店舗が禁煙化する割合は 5.2% (3/58) に留まっており、法律・条例の規制対象外での店舗では、禁煙化には踏み切らず、分煙・喫煙可能な状態を維持する傾向がみられていた。

禁煙化に踏み切らない背景として、顧客数や売り上げ減少への不安、喫煙者からのクレームなどの懸念が考えられるため、禁煙化による営業収入の変化についての知見の蓄積を行うとともに、店内を禁煙にした場合の喫煙者への対応や、公衆喫煙所などの環境整備が禁煙化の促進に必要と考える。

また、本研究の結果で見られたように、東京都では現在分煙・喫煙可能な飲食店のうち、禁煙化する店舗の割合が非常に低かった理由として、東京都は他府県よりも規制対象となる店舗が多いため、規制対象外となった店舗では喫煙可能な状況を維持する可能性が高いことも考えられる。東京都の規制対象店舗が他の地域よりも多くなることを踏まえて、今後の調査では、規制対象外となる既存特定提供施設の店舗数が他の地域と同程度となるようなサンプリング方法を検討する必要がある。

本研究の限界としては、回収率が 14.7%と低かったことが挙げられる。追跡調査時は、本研究よりも回収率を増やし、より妥当な結果を得ることは必要であるため、本研究で返信が少なかった業種を増やすなどの調査対象選択の方法の見直しや、返信の得られていない店舗へのリマインダーの実施といった回収方法の改善などに取り組む必要がある。